

令和6年台風10号で被災された皆様へ 生活支援窓口案内(ガイドブック)

令和6年台風10号により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。
被災者の皆様への生活支援に関する情報をご提供いたします。

国の出先機関等は、それぞれ担当する業務について、皆様からのご相談を受け付けています。

また、大分行政監視行政相談センターにおいても、いろいろなお問合せやご相談を受け付けておりますので、お困りになっていましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

【この生活支援情報について】

当センターが収集した各機関等における支援策等（令和6年9月12日現在）を掲載しています。

【相談の受付について】

● 行政相談専用ダイヤル 097-533-1100

受付時間 平日 8:30～17:15(受付時間外は留守番電話になります。)

● インターネット(右のQRコードからアクセスできます。)

URL: https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

● FAX 097-532-3790



総務省行政相談センター
まぐみみ大分

困ったら一人で悩まず

行政相談

総務省 大分行政監視行政相談センター

〒870-0016

大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎4階

電話(代表) 097-532-3715

まぐみみ大分






検索 🔍



< 目 次 >

相談内容等		ページ
 <p>住まいや 身の回りのこと</p>	1 り災証明書や被災証明書の発行	1
	2 災害ごみについて	4
	3 被災者のための住宅提供	5
	4 浸水家屋の消毒について	
	5 大分県災害被災者住宅再建支援制度	6
 <p>お金のこと (生活資金、住宅)</p>	6 生活福祉資金の貸付	7
	7 住宅の建設、補修等の融資	8
	8 住宅ローン等の返済	
 <p>労働・雇用に関すること</p>	9 労働保険料等の納付猶予制度	9
	10 労災保険等の給付、 倒産等による未払い賃金の立替払制度	
	11 失業認定日、指定来所日の取扱い	10
 <p>役所の手続・公共料金</p>	12 国税等の特別措置	11
	13 公共料金の減免措置等	
	14 年金に関すること	12
	15 登記済証（権利証）、登記識別情報を 紛失した場合	13
	16 運転免許証を紛失した場合	
 <p>民間の手続のこと</p>	17 損害保険に関すること	14
	18 生命保険に関すること	15
	19 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合	

< 目 次 >

相談内容等		ページ
 事業経営に関すること	20 中小企業・小規模事業者支援措置	16
	21 経営・金融相談窓口 農林漁業者の各種制度資金	18
 医療・健康のこと	22 保険証がなくても医療機関等を受診 できます	19
 教育のこと	23 奨学金の緊急採用、返還期限猶予等	
 その他の情報	24 災害ボランティア	20
	25 消費者トラブル	
 外国人向けの情報・ 相談窓口 For Foreign Residents	26 <small>せいかつ</small> 生活についての情報・相談 <small>じょうほう</small> <small>そうだん</small>	21
	27 <small>りょこうちゆう</small> 旅行中の外国人のこまりごと相談 <small>がいこくじん</small> <small>そうだん</small>	22
	28 <small>でんわいりょうそうだん</small> 電話医療相談	

(注) 災害救助法の適用が条件となっている支援措置があります。

令和6年台風第10号に伴う災害が発生するおそれがあることから、国において災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部が設置されたところです。

これを受け大分県では、県内の市町村において災害により被害を受けるおそれが生じていることから、県内の全市町村に災害救助法（第2条第2項）の適用を決定しました。

1 法適用日

令和6年8月29日（8月31日適用（第2条第2項）の終了）

2 適用市町村

県内全18市町村

3 救助の内容

避難所の供与



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書や被災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するもので、税金の減免、各種の支援金・融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ り災証明書の発行は、各市町村が行います。
 - ✓ 「り災証明書」は、「住家」が対象で、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
 - ✓ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
 - ✓ なお、住家以外の店舗、事業所、工場、自動車、動産等について、「被災証明」等の名称で市町村が証明を行うことがあります。
- ◆ 各市町村において、申請受付→各市町村が被害状況の調査を行います。
 - ✓ 可能であれば、被害状況が確認できる写真を撮影しておき、申請書に添付していただくと審査がスムーズに行えます。
 - ✓ 被害状況の調査の前に、浸水の片づけ、建物の撤去や修繕工事を実施する場合、後日の被害認定ができるよう、事前に被害状況の写真をできるだけ多く撮影し、保管しておいてください。また、工事に係る業者との契約書や見積書、領収書なども保管しておいてください。
- ◆ 「被災証明書」とは、自然災害による被害の事実を証明するものです（被害の程度を証明するものではありません）。証明書の発行は、原則として、被害を受けた事実に対して、立証・確認できるものについてのみです。

証明事項：被災の事実
証明対象：動産（家財、車など）、被害程度の判定を必要としない住家、非住家

《各種証明書の交付手数料の減免について》

災害により、り災証明書の交付を受け、被災者支援に関する各種制度に使用するため証明書類が必要な場合、その手数料を免除される場合があります。お住まいの市町村にお問合せください。

◆ 「り災証明書」、「被災証明書」問合せ窓口

受付窓口に行かれる前に、問合せ先に連絡して説明をお受けください。
(市町村によっては、郵便やオンラインでの受付が可能な場合もあります。)

	お問合せ先	受付窓口
大分市	防災危機管理課：097-537-5664	防災危機管理課、各支所(地域担当班)
別府市	防災危機管理課：0977-21-2255	防災危機管理課、各出張所
中津市	防災危機管理課：0979-22-1113	不動産の被害：税務課、各支所 不動産以外の被害：防災危機管理課、各支所
日田市	り災証明書 税務課：0973-22-8206	税務課、各振興局及び各振興センター
	被災証明書 市民課：0973-22-8204	市民課、各振興局及び各振興センター
佐伯市	市民課：0972-22-3849	市民課、各振興局
臼杵市	り災証明書 税務課：0972-86-2705	り災証明書：税務課、野津庁舎
	被災証明書 防災危機管理課：0972-64-6111	被災証明書：防災危機管理課、野津庁舎
津久見市	り災証明書 税務課：0972-82-9512	り災証明書：税務課
	被災証明書 市民生活課：0972-82-9511	被災証明書：市民生活課
竹田市	総務課：0974-63-4800	総務課、各支所
豊後高田市	税務課：0978-25-6182	高田庁舎：税務課 真玉庁舎：地域総務一課 香々地庁舎：地域総務二課
杵築市	税務課：0978-62-1805	税務課、大田庁舎、山香庁舎
宇佐市	危機管理課：0978-27-8111	危機管理課、安心院支所、院内支所
豊後大野市	総務課：0974-22-1061	総務課及び各支所
由布市	税務課：097-582-1138	税務課（本庁舎）、 地域振興課（挾間・湯布院庁舎）
国東市	り災証明書 税務課：0978-72-5156	り災証明書：税務課、各総合支所
	被災証明書 総務課：0978-72-5160	被災証明書：総務課、各総合支所
姫島村	総務課：0978-87-2281	総務課
日出町	総務課：0977-73-3150	総務課
九重町	り災証明書 税務課：0973-76-3803	り災証明書：税務課
	被災証明書 危機管理・防災安全課：0973-76-3801	被災証明書：危機管理・防災安全課
玖珠町	り災証明書 税務課：0973-76-3803	り災証明書：税務課
	被災証明書 基地・防災対策課：0973-72-1891	被災証明書：基地・防災対策課

※片付け前に「り災証明」や「損害保険用」に写真撮影を。

写真の撮り方のポイントは

1. 建物の全景を撮る

✓遠景で建物の4面を撮影します

2. 浸水した深さを撮る

✓メジャーを使って水が浸かった深さを測定

(メジャーの目盛りがわかるように近景も撮影)

(人が横に立つなど高さの目安がわかるように)

✓測定場所がわかるように遠景を撮影

3. 被害箇所を撮る 室内の撮影も忘れずに！

✓被害箇所ごとに遠景と近景の2枚セットで撮る

(被害箇所がわかるように指を差して撮るとよい)

主な被害箇所は、外壁／屋根・基礎・内壁・天井・床・ドア・ふすま・窓・キッチン・浴室・トイレなど



2 災害ごみについて

- ◆ 災害により発生した災害廃棄物（ごみ）の処理方法についてはお住まいの市町村の問合せ窓口にご連絡ください。

	お問合せ先	備考
大分市	清掃業務課：097-568-5763	ごみの収集
	東部清掃事業所：097-523-0322	
	西部清掃事業所：097-541-5473	
	清掃施設課：0975-37-5659	ごみの持込
	佐野清掃センター：097-593-4047	
	福宗環境センター：097-588-0113	
別府市	生活環境課：0977-66-5353	ごみの収集
	南畑不燃物埋立場：0977-67-4206	ごみの持込
中津市	清掃管理課：0979-24-8527	
日田市	清掃センター：0973-23-0111 環境課：0973-22-8208	
佐伯市	清掃課：0972-22-3984	ごみの出し方、分別
	東浜収集センター：0972-23-2386	ごみの収集
	エコセンター番匠：0972-22-5650	ごみの持込
臼杵市	環境課：0972-86-2706 清掃センター：0972-65-3700	災害廃棄物は、災害廃棄物用仮置場に出してください。
津久見市	環境保全課：0972-82-9513 つくみんエコセンター：0972-82-1560	
竹田市	環境課：0974-63-4821	災害ゴミは、ステーションに出せません。災害時のごみの出し方等は別途お知らせします。
豊後高田市	環境課：0978-25-6218	
杵築市	市民生活課：0978-62-1807	住家に被害が生じ多量のゴミが発生した場合、個別収集あり
宇佐市	生活環境課：0978-27-8133	
豊後大野市	環境衛生課：0974-22-1027	
由布市	環境課：097-582-1310	災害廃棄物用の仮置場を設置する場合があります
国東市	環境衛生課：0978-72-9001	廃棄物処理手数料減免申請
	クリーンセンター：0978-74-0921	ごみの搬入先
姫島村	生活環境課：0978-87-2276	
日出町	住民生活課：0977-73-3128	
九重町	商工観光・自然環境課：0973-76-3150	
玖珠町	住民課：0973-72-1137	

※り災証明書・被災証明書を提出することで、災害ゴミの処理の費用が減免される場合があります。詳細はお住まいの市町村にお問い合わせください。

3 被災者のための住宅提供

住宅が全壊、半壊もしくは床上浸水などで住まいにお困りの人を対象に、市営住宅等を提供する場合があります。詳しくはお住まいの市町村の問合せ窓口にご連絡ください。

※市営住宅の空き状況等によって、住宅提供に時間がかかる場合があります。

【お問合せ先】

大分市	住宅課	097-537-5977
別府市	住宅管理センター	0977-21-2200
佐伯市	建設住宅課	0972-22-3550
臼杵市	都市デザイン課	0972-86-2711
津久見市	まちづくり課	0972-82-9515
竹田市	住宅管理センター	0974-63-4400
豊後高田市	都市建築課	0978-25-6274
杵築市	建設課	0978-62-1811
宇佐市	建築住宅課	0978-27-8183
由布市	建設課	097-582-1273
国東市	建設課	0978-72-5169
姫島村	建設課	0978-87-2283

4 浸水家屋の消毒について

◆ 浸水家屋の消毒について

家屋の浸水被害を受けた方に、消毒液等の配布を行っています。以下の窓口にお問い合わせください。

【お問合せ先】

大分市	環境対策課	097-537-5762
豊後高田市	環境課	0978-25-6218
杵築市	市民生活課	0978-62-1807
由布市	環境課	097-582-1310
	健康増進課	097-582-1120
国東市	環境衛生課	0978-72-9001

5 大分県災害被災者住宅再建支援制度

- ◆ 自然災害により県内で住宅が全壊、半壊または床上浸水が発生した場合に被災者の方を支援する「大分県災害被災者住宅再建支援制度」があります。

制度の名称	大分県災害被災者住宅再建支援制度				
支援の種類	給付				
制度の内容		基礎支援金	加算支援金		合計額
		住宅の被害程度	住宅の再建方法		
	全壊 解体	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸	50万円	150万円
	半壊	50万円	建設・購入	100万円	150万円
補修			80万円	130万円	
賃貸			50万円	100万円	
床上浸水	5万円	-		5万円	
	○世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額 賃貸の場合、公営住宅を除く				
適用	県内で、自然災害（暴雨、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等）により、住宅が全壊、半壊、床上浸水が発生した全ての世帯				
お問合せ先	市町村				

※上記支援制度以外にも、市町村において、災害見舞金や支援金等の支給がある場合もありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください



お金のこと(生活資金、住宅)

6 生活福祉資金の貸付

- ◆ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるものです。
- ◆ 生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」についての貸付があります。

制度の名称	生活福祉資金制度の貸付(緊急小口資金)	
支援の種類	貸付(融資)	
制度の内容	緊急小口資金	
	貸付限度額	10万円以内
	貸付利率	無利子
	据置期間	貸付けの日から2月以内
	償還期間	据置期間経過後12月以内
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。 ✓ このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。 	
活用できる方	✓ 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯	
お問合せ先	県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会	

7 住宅の建設、補修等の融資

◆ 災害復興住宅融資

災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設資金または購入資金に対する融資です。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

- ・ 災害専用ダイヤル：0120-086-353
（受付：9:00～17:00 祝日・年末年始を除き土日も利用可）
- ・ ウェブサイト <https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html>

◆ 各金融機関の被災者向けの特別融資については、各金融機関にお問い合わせください。

8 住宅ローン等の返済

◆ 住宅ローン等の返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害債務整理ガイドライン）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

- ・ 全国銀行協会相談室
[0570-017-109](tel:0570-017-109)（一般電話からは市内通話料金）または[03-5252-3772](tel:03-5252-3772)
（受付：月～金（祝日及び銀行の休業日を除く）の9時～17時）
- ・ 自然災害債務整理ガイドライン（全国銀行協会）
<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/disaster-guideline/>

※ 自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主が、既往債務を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が生じることが考えられます。

そのような債務者が一定の要件を満たした場合に、法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意にもとづき、債務整理を行う際の準則として取りまとめられたものです。



労働・雇用に関すること

甚大な自然災害が発生した地域などについては、労働基準行政に関し、以下の支援などを受けることができます。詳しくは、労働局や最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

事業主の皆様へ

9 労働保険料等の納付猶予制度

災害の発生に伴い、全積極財産（負債を除く資産）のおおむね20%以上に損失（相当の損失）を受けた場合については、管轄の労働局に申請することにより、最長1年の範囲内（※）に限り労働保険料等について災害猶予を受けることができる場合があります。

※ 原則として、猶予期間の延長はありませんが、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、一般猶予を申請することにより、災害猶予の猶予期間と合わせて最長3年以内の範囲で猶予期間の延長が認められる場合があります。

【問合せ】大分労働局労働保険徴収室 0975-36-7095

労働者の皆様へ

10 労災保険等の給付、倒産等による未払い賃金の立替払制度

- ✓ 「労災保険」による給付（治療や投薬、休業補償など）の請求にあたって、事業主や医療機関の証明を受けるのが困難な場合には証明が受けられなくても請求書を受け付けております。
- ✓ 「未払賃金立替払制度」は、企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を立替払する制度です。

大分労働基準監督署 097-500-9067 管轄：大分市、別府市、杵築市、日出町、
由布市、国東市、姫島村

中津労働基準監督署 0979-22-2720 管轄：中津市、豊後高田市、宇佐市

佐伯労働基準監督署 0972-22-3421 管轄：佐伯市、臼杵市、津久見市

日田労働基準監督署 0973-22-6191 管轄：日田市、玖珠町、九重町

豊後大野労働基準監督署 0974-22-0153 管轄：竹田市、豊後大野市

11 失業認定日、指定来所日の取扱い

(台風10号の接近に係る失業給付認定日等の取扱い)

・ 台風の接近に伴い、公共交通機関の運休等により来所することが困難である場合には、認定日の変更が可能です。警報解除等安全が確保できる状態となりましたら、遅くとも次の認定日の前日までには来所してください。

(台風10号の接近に係る指定来所日の取扱い)

・ 台風10号の接近に伴い、公共交通機関の運休等により来所することが困難である場合には、指定来所日の変更が可能です。来所することが困難となった場合には、各ハローワーク窓口へ連絡をお願いします。

各ハローワーク窓口については、以下のとおりです。

【お問合せ先】

ハローワーク大分	097-538-8609	管轄：大分市、由布市
ハローワーク別府	0977-23-8609	管轄：別府市、杵築市、国東市、日出町、姫島村
ハローワーク中津	0979-24-8609	管轄：中津市
ハローワーク日田	0973-22-8609	管轄：日田市、九重町、玖珠町
ハローワーク佐伯	0972-24-8609	管轄：佐伯市、臼杵市、津久見市
ハローワーク宇佐	0978-32-8609	管轄：宇佐市、豊後高田市
ハローワーク佐伯	0974-22-8609	管轄：竹田市、豊後大野市
大分労働局 職業安定課	097-535-2090	



役所の手続き・公共料金

12 国税等の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「期限の延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

- ・ 国税庁ウェブサイト（災害関連情報）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm#a002>

○市税（国民健康保険税(料)を含む。）や県税についても国税同様に徴収の猶予制度がありますので、担当課にご相談ください。

13 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、当該災害の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。

《九州電力》 特別措置の適用は、最寄りの九州電力営業所

- ・ 大分営業所 0120-761-379 ・ 別府営業所 0120-761-378 ・ 佐伯営業所 0120-761-381
- ・ 三重営業所 0120-761-380 ・ 中津営業所 0120-761-376 ・ 日田営業所 0120-761-377

《NTT西日本》

- ◆ WEBでの故障申告・問合せ <https://www.customersupport.ntt-w.net/>
- 電話での故障申告・問合せ 113（※携帯電話からは0120-444-113）
- ◆ ひかり電話・フレッツサービスに関する問合せ 0120-248-995

《NHK受信料》 受信料の免除等

- ◆ 大分放送局経営管理企画センター 0975-33-2830/0570-077-077

《上下水道》 水道料金等の軽減又は免除

- ◆ 大分市上下水道局営業課 097-538-2416
- ◆ 別府市上下水道局営業課 0977-23-0361(水道料金)
下水道課 0977-21-1486(下水道使用料)
- ◆ 佐伯市上下水道部営業課 0972-22-3119
- ◆ 臼杵市上下水道課 0972-64-0312
- ◆ 津久見市上下水道課 0972-82-9517
- ◆ 竹田市上下水道課 0974-63-4836
- ◆ 豊後高田市上下水道課 0978-25-6217
- ◆ 杵築市上下水道課 0978-62-2717
- ◆ 宇佐市上下水道課 0978-27-8188
- ◆ 由布市水道課 097-582-1328
- ◆ 国東市上下水道課 0978-72-5197
- ◆ 姫島村生活環境課 0978-87-2276

14 年金に関すること

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所（平日 8時30分～17時15分）にお問い合わせください。

大分県内の年金事務所

年金事務所	電話番号	管轄
大分年金事務所	097-552-1211	大分市、竹田市、豊後大野市、由布市
別府年金事務所	0977-22-5111	別府市、中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町
日田年金事務所	0973-22-6174	日田市、玖珠町
佐伯年金事務所	0972-22-1970	佐伯市、臼杵市、津久見市

15 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。

詳しくは、法務局にお問い合わせください。

法務局	電話番号	管轄
大分地方法務局	097-532-3161	大分市、別府市、由布市、臼杵市
大分地方法務局 中津支局	0979-22-0584	中津市
大分地方法務局 日田支局	0973-22-2719	日田市、九重町、玖珠町
大分地方法務局 佐伯支局	0972-24-0772	佐伯市、津久見市
大分地方法務局 竹田支局	0974-62-2315	竹田市、豊後大野市
大分地方法務局 宇佐支局	0978-32-0508	宇佐市、豊後高田市、姫島村
大分地方法務局 杵築支局	0978-62-2271	杵築市、国東市、日出町

16 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合の再交付や自動車保管場所証明申請等の手数料が免除されることがあります。

上記以外にも被災者の紛失届出証明の手数料といった生活再建に必要な費用が免除、減免されることがあります。

お問合せ先：運転免許関係は運転免許センター（097-528-3000）

その他の申請については、最寄りの警察署



民間の手続のこと

17 損害保険に関すること

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
 - ◆ ご契約の損害保険会社
 - ◆ そんぽADRセンター（受付時間 平日 9:15～17:00）
ナビダイヤル： 0570-022-808

- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は、次の窓口で照会できます。
 - ◆ 日本損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター
0120-501-331（受付時間 平日 9:15～17:00）
 - ◆ 外国損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター
03-5425-7850（受付時間 平日 9:00～17:00）

- ◆ 日本損害保険協会からのお知らせ
災害救助法が適用された地域でご契約者が被害を受けられた等の場合、各損害保険会社は、火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険（自賠責保険を除く）について、以下のとおり継続契約の手続きや保険料のお支払いを猶予いたします。
詳細は、ご契約の損害保険代理店または損害保険会社にお問い合わせください。
 1. 継続契約の締結手続き猶予
災害救助法の適用日から2か月後の末日（2024年10月末日）までに満期日が到来する継続契約の締結手続きについて、2024年10月末日まで猶予いたします。
 2. 保険料の払込猶予
災害救助法の適用日から2か月後の末日（2024年10月末日）までに払い込むべき保険料の払込について、2024年10月末日まで猶予いたします。

※損害保険の保険金等の請求に際しては、地方自治体から交付される罹災証明書の提出は原則不要です。

18 生命保険に関すること

1. 保険料払込猶予期間の延長

生命保険各社は、お申し出により、保険料の払込みについて、猶予する期間を最長6か月延長します。

2. 保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い

生命保険各社は、お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いをします。

◆ 契約照会制度のお知らせ

生命保険協会は、災害救助法が適用された地域においてご家族等が被災し死亡または行方不明となった場合で、当該災害による家屋等の流失または焼失等により生命保険契約に関する請求が困難な場合に当該ご家族等が保険契約者または被保険者となっている生命保険契約の有無の照会に対応します。利用料は無料です。

災害時受付専用連絡先（生命保険相談所） 0120-001731

【受付時間】月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9：00～17：00

19 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

- ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、JA等）、保険会社等の窓口
 - ・ゆうちょ銀行 カード紛失センター（0120-794-889）
- ※携帯電話等からも通話料無料をご利用いただけます。
- ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。

- ✓ 貯金証書、通帳を紛失した場合でも、貯金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- ✓ 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- ✓ 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
- ✓ また、これを担保とする貸付にも応ずること。 等



事業経営に関すること

20 中小企業・小規模事業者支援措置

1 特別相談窓口の設置

日本政策金融公庫

大分支店	国民生活事業	0570-095575 (ナビダイヤル)
	中小企業事業	097-532-4106
別府支店	国民生活事業	0570-095765 (ナビダイヤル)

商工中金 大分支店 097-534-4157

大分県信用保証協会 097-532-8246
(大分市・竹田市・豊後大野市・由布市)
097-532-8247
(上記以外の地区)

商工会議所

別府商工会議所	0977-25-3311
大分商工会議所	097-536-3131
中津商工会議所	0979-22-2250
日田商工会議所	0973-22-3184
佐伯商工会議所	0972-22-1550
臼杵商工会議所	0972-63-8811
津久見商工会議所	0972-82-5111
豊後高田商工会議所	0978-22-2412
竹田商工会議所	0974-63-3161
宇佐商工会議所	0978-33-3433

大分県商工会連合会 097-534-9507

大分県中小企業団体中央会 097-536-6331

大分県よろず支援拠点 097-537-2837

中小機構九州本部 企業支援部 企業支援課 092-263-0300

九州経済産業局 産業部 中小企業課 092-482-5447

2 災害復旧貸付の実施

今般の台風により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。

3 セーフティネット保証4号の適用

災害救助法が適用された市町村において、今般の台風の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。

4 既往債務の返済条件緩和等の対応

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の台風により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。

5 小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された市町村において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。

1及び5に関するお問合せ先

中小企業庁 経営安定対策室 03-3501-1511（内線 5251～3）

2から4に関するお問合せ先

中小企業庁 金融課 03-3501-1511（内線 5271～5）

21 経営・金融相談窓口、農林漁業者の各種制度資金

【大分県】

- 令和6年台風10号による災害に関する経営・金融相談

相談内容

中小企業・小規模事業者の経営、金融全般に関すること

開設期間

令和6年9月2日（月曜日）～令和7年2月28日（金曜日）

9時00分～17時00分（土曜、日曜及び祝日を除く）

担当課、電話番号

（金融に関すること）097-506-3226

（経営に関すること）097-506-3223

※来庁される場合は、事前に連絡をお願いします。

- 農林漁業者向けの各種制度資金の問合せ

県振興局

振興局名	担当課	電話番号	所管市町村
東部振興局	農山漁村振興部	0978-72-0409	別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町
中部振興局	農山漁村振興部	097-506-5732	大分市、臼杵市、由布市、津久見市
南部振興局	農山漁村振興部	0972-24-8645	佐伯市
豊肥振興局	農山村振興部	0974-63-1172	竹田市、豊後大野市
西部振興局	農山村振興部	0973-22-2585	日田市、九重町、玖珠町
北部振興局	農山漁村振興部	0978-32-1621	中津市、豊後高田市、宇佐市



医療・健康のこと

22 保険証がなくても医療機関等を受診できます

◆ 保険証や現金がなくても、医療機関等を受診できます。

○ 当該災害の被災に伴い保険証を紛失又は自宅等に残して避難している方は、次の事項を医療機関等にお伝えいただければ、保険証がなくても保険医療を受診することができます。

1. 氏名
2. 生年月日
3. 連絡先（電話番号等）
4. 被保険者の勤務する事業所名

詳細については、健康保険組合あるいは、受診先の医療機関窓口にてご相談ください。



教育のこと

23 奨学金の緊急採用、返還期限猶予等

➤ 日本学生支援機構（JASSO）は、1. 災害救助法適用地域の世帯の学生等に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急採用・応急採用、2. 奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出、3. 居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生等からの支援金の申請を受け付けます。

1. 給付奨学生（家計急変採用）及び貸与奨学生（緊急採用・応急採用）

対象者：災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸与を希望する方

2. 減額返還・返還期限猶予

対象者：災害等により奨学金の返還が困難となった方

3. JASSO 災害支援金：支給額 10 万円

対象者：災害により学生等本人やその父母等が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難勧告等が 1 か月以上続いたりした方。（外国人留学生を含む）

- 1、3 は在学している学校を通じて申込 2 は日本学生支援機構へ提出



その他の情報

24 災害ボランティア

- ◆ 大分県内各市町村の災害ボランティアについては次の窓口にお問い合わせください。

【お問合せ先】

大分県災害ボランティア福祉センター 097-558-3373

25 消費者トラブル 災害に便乗した悪質商法にご注意ください！

台風などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。

悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。

災害に便乗した、悪質な勧誘・商法の例

● 修理に関するトラブル

- ✓ 住宅に業者が危険度を示したはり紙をして工事を促す。危険度判定は市町村が行いますので、このような場合は市町村へ連絡してください。
- ✓ 「早く工事（修理）を行わないと大変なことになる」と不安をあおる。

● 義援金（寄付）に関するトラブル

- ✓ 市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し、義援金を求めた。
- ✓ ボランティアを名乗る女性から募金求める不審な電話があった。

● その他

- ✓ 「無料」「ボランティア」と言って家の片づけ等を行い、後から高額な代金を請求する。
- ✓ 補助金申請の代行をしてあげると言って、金銭を要求する。

【不審・不安に思ったら】

窓口名	電話番号	備考
大分県消費生活センター	097-534-0999	月～金(祝日を除く): 9:00～17:30 日(第3を除く): 13:00～16:00
消費者ホットライン	局番なしの「188」	お近くの消費生活センター等の相談窓口につながります。
最寄りの警察署 又は警察安全相談	#9110	24時間対応



がいこくじんむけ じょうほう そうだんまどぐち
外国人向けの情報・相談窓口

For Foreign Residents

せいかつ じょうほう そうだん
26 生活についての情報・相談

◆ がいこくじんせいかつしえん
外国人生活支援ポータルサイト

A Daily Life Support Portal for Foreign Nationals (Immigration Services Agency)

<http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

◆ おおいたけんがいこくじんそうごうそうだん
大分県外国人総合相談センター Oita Information & Support Center

<https://www.oitaplaza.jp/>

Tel 097-529-7119

E-mail : oisc@emo.or.jp

◆ 多言語災害情報 Disaster Information

県 HP <https://www.pref.oita.jp/soshiki/10140/saigai-tagengo.html>

facebook <https://www.facebook.com/oitakokusai/> (災害時多言語情報センター)

気象庁 (Japan Meteorological Agency、気象庁 기상청)

<https://www.jma.go.jp/jma/indexe.html>

NHK WORLD-JAPAN

<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/>

27 りょこうちゆう がいこくじん そうだん 旅行中の外国人のこまりごと相談

◆ Japan Visitor Hotline (日本政府観光局 J N T O)

050-3816-2787 (24時間、365日対応)

対応言語：英語、中国語、韓国語、日本語

対応範囲：びょうき 病気、じ こ 事故等のきんきゅう じ あんない 緊急時案内、さいがい じ あんない 災害時案内、いっぽんかんこうあんない 一般観光案内

28 でんわいりょうそうだん 電話医療相談

◆ Telephone consultation for medical matters

A M D A 国際医療情報センター 03-6233-9266

月曜日～金曜日 10:00～16:00 (やさしい日本語で対応)

- ・ 外国人または外国人患者を受け入れている医療機関、外国人を雇用している会社、地方行政窓口などから医療関連の相談を受けています。
言葉の通じる医療機関の紹介や、医療福祉制度の案内を行っています。